令和８年度第２回
宮城県地域医療構想調整会議
（大崎・栗原区域）
資料　５－１

令和８年１１月１１日

第８次宮城県地域医療計画（外来医療計画）の中間評価及び見直し（中間案）について

第８次宮城県地域医療計画（外来医療計画）の中間評価及び見直し（中間案）について

１　本議題の目的

【前提】

○　外来医療計画（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）は、医療法第３０条の４第２項の規定に基づき、地域医療計画において定めることとされているもの。現行の外来医療計画は、令和６年度から令和１１年度までの６年間を計画期間としている。

○　外来医療計画は、医策法第３０条の６第１項において、策定から３年ごとに調査、分析、評価を行い、必要があると認められるときは変更を行うこととされている。また、外来医療計画に関しては、同法第３０条の１８の５により、地域医療構想調整会議において協議を行うこととしている。

【今回お諮りする目的】

○　これまでの取組や、数値の進捗等を踏まえた中間評価結果をお示しするとともに、外来医療計画の指針である国の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」が改正されたことから、これらを踏まえた計画見直しの中間案をお示しし、協議いただくもの。

１　本議題の目的

【外来医療計画の記載内容】※第８次宮城県地域医療計画に内包

第９編　外来医療に係る医療提供体制の確保

第１節　外来医療に係る医療提供体制の確保方針

１　外来医療の課題
２　国の政策動向
３　施策の方向性
４　区域の設定と協議の場の設置
５　取組の進捗評価

第２節　外来医療機能の不足・偏在への対応

１　不足する外来医療機能　－　⑴～⑷　各医療圏の現状
２　外来医療提供体制の確保に向けた対応　－　⑴　外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定
⑵　新規開業者等への情報提供及び協力要請

第３節　医療機器の効率的な活用

１　医療機器の可視化　－　⑴～⑸　CT・MRI・PET・放射線治療・マンモグラフィの配置状況
２　医療機器の共同利用方針

第４節　地域における外来医療の機能分化・連携の推進

１　紹介受診重点医療機関の明確化
２　紹介受診重点医療機関
３　紹介受診重点医療機関の実施状況

２　中間評価について

【評価対象】

外来医療計画の３つの施策分野を対象に評価する。

①　第２節　外来医療機能の不足・偏在への対応

②　第３節　医療機器の効率的な活用

③　第４節　地域における外来医療の機能分化・連携の推進

【評価方法】

・各施策の方向性に記載された取組の実施状況を確認。

・各種統計や、外来機能報告等に基づく指標の推移を分析。

・施策ごとの進捗状況及び成果を総合的に評価。

【評価結果の取扱い】

評価結果を踏まえ、計画内容の見直しの必要性を検討する。見直しの必要がある場合は計画を見直し、必要がない場合は現行計画に基づく取組を継続する。

２　中間評価について

【第２節　外来医療機能の不足・偏在への対応　中間評価】

■取組の方向性

- 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開設する医師等への情報提供を通じて、地域で不足する外来医療機能の体制を整備
- 診療所が比較的少ない地域における診療への従事などの自主的な行動変容の促進

取組内容

- 一般診療所数について、年2回調査を行い、名簿を作成した。
- 外来患者数のうち、病院・有床診療所における、初診、紹介、休日、夜間・時間外の外来患者数をとりまとめた。
- 在宅療養支援病院・診療所数について、病院・有床診療所の届出状況をとりまとめた。
- 訪問診療数、往診患者数、看取り数について、有床診療所の実施件数をとりまとめた。
- 上記について、県HPで公表するとともに、必要に応じて、各医療機関へ情報提供を行った。

進捗状況

数値（県全体・人口10万対）	計画策定時	最新値
一般診療所数	74	76
外来患者数（病院及び一般診療所）	100,841	99,736
休日当番医制参加医療機関数	19	20
時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数（※実数）	47.0	50.6
在宅療養支援病院・診療所数	12.2	12.5
訪問診療数	5,760	7,261
往診患者数（一般診療所）	970	1,133
訪問看護ステーション数	6.8	10.0
看取り数	188	222
ターミナルケアを実施施設数	10.9	14.4

評価・評価理由

- 外来患者数（県全体）は減少したが、その他の指標は増加していることから、地域で不足する外来医療機能の体制整備に一定の進展があったと考えられる。
- 各医療圏の状況は次ページのとおり。

２　中間評価について

【第２節　外来医療機能の不足・偏在への対応　中間評価】

参考：各医療圏の状況（人口10万対　※c、d、fは実数）

区分		単位	策定当時				最新値			
			仙南	仙台	大崎・栗原	石巻・登米・気仙沼	仙南	仙台	大崎・栗原	石巻・登米・気仙沼
全般	a　一般診療所数	施設	61	80	62	62	63	82	65	66
	b 外来患者数_病院及び一般診療所	人	108,085	103,285	96,971	89,472	80,000	101,857	98,059	101,081
	外来患者数_一般診療所	人	52,404	76,390	68,737	61,894	56,771	76,329	68,398	73,253
	外来患者数_病院	人	55,681	26,895	28,235	27,578	23,230	25,528	29,661	27,828
	c　一般診療所１施設当たりの外来患者数	人／施設	864	958	1,111	1,005	899	933	1,046	1,105
	d　全診療所医師数で見た通院外来患者数	回数／人	1,062	861	1,275	1,184	986	831	1,076	1,155
初期救急関連	e　休日当番医制に参加する医療機関数	施設	36	12	37	31	37	12	39	33
	f　時間外等外来実施診療所数で見た時間外等外来患者数	回数／施設	23.8	49.9	29.4	59.2	23.8	58.4	18.0	46.3
在宅医療関連	g　在宅療養支援病院数・在宅療養支援診療所数	施設	5	7	8	6	7	8	10	6
	強化型	施設	0.6	2.2	3.9	1.8	0.6	3.0	3.7	2.3
	通常型	施設	4.2	4.7	3.9	4.2	6.4	5.3	6.6	4.2
	h　訪問診療数	件	2,949	5,740	6,369	6,773	3,323	7,667	8,897	6,944
	i　一般診療所における往診患者数	人	564	1,017	991	945	693	1,193	1,300	1,081
	j　訪問看護ステーション数	施設	4	8	6	6	5.7	11.3	8.9	7.3
	k　看取り数	件	166	188	227	173	231	228	246	174
	l　ターミナルケアを実施している施設数	施設	3.6	12.3	11.0	8.3	8.1	15.6	15.5	11.5
	病院	施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.9	2.0	0.3
	診療所	施設	0	4.8	5.3	3.3	2.5	5.6	4.8	5.0
	訪問看護ステーション	施設	3.6	7.5	5.7	5.0	5.0	9.2	8.8	6.2

２　中間評価について

【第３節　医療機器の効率的な活用　中間評価】

■取組の方向性

・医療機器の効率的な活用に向け、医療機器配置状況を可視化

取組内容

対象医療機器（※）について、病院・有床診療所の保有台数をとりまとめ、県HPで公表した。

※対象医療機器
- CT（マルチスライス・その他）
- MRI（1.5テスラ未満・1.5テスラ以上3.0テスラ未満・3.0テスラ以上）
- PET（PET・PETCT）
- 放射線治療（リニアック・ガンマナイフ）
- マンモグラフィ

進捗状況

数値（県全体）	計画策定時	最新値
CT（マルチスライス・その他）		
調整人口当たり台数	10.2	10.4
1台当たり稼働件数	1,503	1,748
MRI（1.5テスラ未満・1.5テスラ以上3.0テスラ未満・3.0テスラ以上）		
調整人口当たり台数	5.8	5.8
1台当たり稼働件数	（データ秘匿）	1,881
PET（PET・PETCT）		
調整人口当たり台数	0.4	0.5
1台当たり稼働件数	1,278	980
放射線治療（リニアック・ガンマナイフ）		
調整人口当たり台数	0.9	0.8
1台当たり稼働件数	3,156	3,342
マンモグラフィ		
調整人口当たり台数	2.9	2.8
1台当たり稼働件数	765	895

評価・評価理由

対象医療機器の調整人口当たり台数が横ばい又は減少する中、CT、放射線治療、マンモグラフィについては１台当たり稼働件数が増加していることから、医療機器の効率的な活用に一定の進展があったと考えられる。

２　中間評価について

【第４節　地域における外来医療の機能分化・連携の推進　中間評価】

■取組の方向性

・紹介受診重点医療機関の明確化による患者の流れの円滑化

<table>
<tr><th>取組内容</th><th>進捗状況</th><th>評価・評価理由</th></tr>
<tr>
<td>・病院・有床診療所における、初診・再診の外来の患者延べ数に対する重点外来割合や、紹介率・逆紹介率をとりまとめた。
・上記を基に、地域医療構想調整会議において、紹介受診重点医療機関の選定・継続についての協議・確認を実施した。
・協議・確認を行った紹介受診重点医療機関を県HPで公表するとともに、このことを国へ報告した。</td>
<td>
<table>
<tr><th>数値</th><th>計画策定時</th><th>最新値</th></tr>
<tr><td>紹介受診重点医療機関数</td><td>23</td><td>23</td></tr>
<tr><td colspan="3">【紹介受診重点医療機関の平均値】</td></tr>
<tr><td>初診の外来の患者延べ数に対する重点外来割合</td><td>62.5</td><td>67.2</td></tr>
<tr><td>再診の外来の患者延べ数に対する重点外来割合</td><td>35.4</td><td>36.8</td></tr>
<tr><td>紹介率</td><td>60.8</td><td>71.6</td></tr>
<tr><td>逆紹介率</td><td>68.4</td><td>84.4</td></tr>
</table>
</td>
<td>紹介受診重点医療機関における、初診・再診の外来患者延べ数に対する重点外来割合や、紹介率・逆紹介率が増加していることから、外来医療の機能分化・連携に効果があったと考えられる。</td>
</tr>
</table>

２　中間評価について

○　中間評価結果を踏まえた、見直しの必要性の検討結果は以下のとおり。

・第２節「外来医療機能の不足・偏在への対応」、第３節「医療機器の効率的な活用」及び第４節「地域における外来医療の機能分化・連携の推進」の取組は、それぞれ一定の進展があったと考えられる。

・引き続き、各取組を実施していくこととし、今後、国の制度改正や、地域の人口動態や医療需要、医療提供体制の変化等を注視しながら、必要に応じて、情報収集・分析を実施するとともに、計画期間中に対応が必要な課題が生じた場合には、関係者の意見も踏まえながら適切な対応を検討する。

３　中間見直し（中間案）について

○　「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」の改正を踏まえた、主な見直し内容は以下のとおり。

○　このほか、時点更新等を反映した見直し後の本文案は、資料４－２のとおり。

外来医療提供体制の確保に向けた取組（かかりつけ医機能の確保等に関する協議の場）

項目（節）	現行	見直し後	見直し内容
第１節 外来医療に係る医療提供体制の確保方針 ２　国の政策動向	このような中～ （中略） ～期待されています。	このような中～ （中略） ～期待されています。 さらに、新たな地域医療構想において、将来的な需要減少を見据えつつ、入院医療との役割分担や必要な医療へのアクセス確保の観点から、かかりつけ医機能*1を発揮できる体制整備に向けた協議が求められています。 ＊1　かかりつけ医機能とは、慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を要する者を地域で支えるために確保すべき機能のことをいいます。	今回の改正で、新たな地域医療構想において、外来医療はかかりつけ医機能を発揮できる体制整備の協議が求められることが追加されたため、そのことを国の政策動向に追加するとともに、各保健所単位で設置する「かかりつけ医機能の確保等に関する協議の場」の内容を追加するもの。
４　区域の設定と協議の場の設置	医療法第３０条の～ （中略） ～することとします。	医療法第３０条の～ （中略） ～するほか、かかりつけ医機能の確保等に関する協議については、協議の場を保健所・支所単位で設置しています。	
第２節 外来医療機能の不足・偏在への対応 ２　外来医療提供体制の確保に向けた対応	本編では～ （中略） 宮城県地域医療構想調整会議を活用して、当該区域で不足する外来医療機能の充実について検討していきます。	本編では～ （中略） 宮城県地域医療構想調整会議や、かかりつけ医機能の確保等に関する協議の場を活用して、当該区域で不足する外来医療機能の充実について検討していきます。	

３　中間見直し（中間案）について

地域において特に必要とされる外来医療の公表（地域外来医療）

○　ガイドラインの概要

・地域において特に必要とされる外来医療を「地域外来医療」と位置付け、外来医療の協議の場において協議を行い、その結果をとりまとめ、公表・周知することとされている。

○　今回の見直しにおける対応

・「地域において特に必要とされる外来医療」（地域外来医療）は、外来医療計画で定めている「地域で不足する外来医療機能」（夜間や休日等における地域の初期救急医療、在宅医療の提供状況、産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療の提供状況等）であることから、国が提供するデータや地域の医療需要、医療提供体制の実情等を基に、医療圏ごとに不足する機能を分析の上、「外来医療の協議の場」（地域医療構想調整会議）での協議が必要である。

・今般、新たな地域医療構想において、2040年を見据えた人口構造や医療需要の変化を踏まえ、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護連携等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図ることとしており、外来医療は、かかりつけ医機能（日常的な診療、時間外診療、在宅医療等）を発揮できる体制の整備について協議が求められるといった視点が追加された。本県では、今年度から、保健所・支所単位で「かかりつけ医機能の確保等に関する協議の場」を設置し、地域におけるかかりつけ医機能の課題について議論を行うこととしている。

地域で不足する外来医療機能については、今後、地域医療構想調整会議やかかりつけ医機能の確保等に関する協議の場での議論を踏まえ明らかにし、その内容を第９次計画においてお示しすることとする。

４　見直しのスケジュール（案）

	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会部会①	●				
パブコメ・意見聴取		●	●		
最終案作成			●		
調整会議③			●		
医療審議会部会②				●	
計画変更・公示等					●